

## お知らせ

### ～ JPALS 認定薬剤師制度改定のご案内～

JPALS 認定薬剤師制度は、薬剤師の生涯学習を支える仕組みとして2012年に始まりました。制度開始から10年以上が経ち、これまでの薬剤師を取り巻く環境は大きく変化したことを受け、2026年4月より、現在の実務に合った、続けやすい制度へと改定いたします。

#### \* JPALS 認定薬剤師制度改定内容 \*

1. クリニカルラダー(CL)レベルを廃止し、認定取得までの期間を大幅に短縮  
1月10日から遡って3年以内に実践記録を18本以上提出し、Webテストに合格すると「JPALS 認定薬剤師」を取得可能になります。  
制度改正後は、最短で2027年4月にJPALS 認定薬剤師を取得可能です。  
※ただし、JPALS 登録から1年以上経過していることが条件です。
2. 実践記録作成時、従来は任意だった「実践活用が出来そうな例・学習が実践活用出来た例」の記載が必須化となります。
3. 実践記録の作成において、STEP 2で行うPSの登録が、「到達目標(398項目)」から「小領域(44領域)」に変更となります。
4. JPALS 認定薬剤師の方(現行のCLレベル5、CLレベル6の方も含む)の認定更新は、現行制度からの変更はありません。

#### ◆「JPALS 認定薬剤師」取得まで <制度改正に伴う変更>

ご自身の利用登録状況によって変わります。

##### ■JPALSに未登録

2026年1月10日までに  
新規ユーザー登録を完了!

##### ■2026年4月1日時点で

CLレベル1～4の場合

遡って3年以内※に実践記録を  
18本以上提出し、2027年3月の  
Webテストに合格。

※毎年「1月10日」を締め切りとする実践  
記録の提出期限から遡って3年以内。  
2027年3月のWebテスト受験を目指す  
場合は、2024年1月11日～2027年  
1月10日までが対象

##### ■2026年4月1日時点で JPALS 認定薬剤師の場合

CLレベル5、CLレベル6

認定更新は現行から変更なし!

認定期間中(認定最終年度の1月10日まで)  
に実践記録を18本以上提出し、更新手続き  
を行うこと。

2027年4月から  
**JPALS  
認定薬剤師**

(認定期間は3年間、  
3年毎に更新必要)

※現行のCLレベル6は「JPALS  
認定薬剤師(アドバンスト)」  
となります。



※提出された実践記録は日本薬剤師会にて所定の確認を行います。

＊「実践記録ってどのように書けばいいの？」をサポート致します！（予告）＊

生涯学習委員会では、JPALS認定薬剤師を目指す会員の皆さまに向けて、実践記録の書き方をわかりやすく解説する連載企画を、2026年4月号より3回シリーズでお届けします。

JPALS認定薬剤師制度の改定により、実践記録はこれまで以上に重要な位置づけとなりました。「どのように書けばよいのか」「どこまで具体的に書くべきか」といった会員の皆さまから寄せられる疑問にお応えできるよう、日常業務の中で取り組みやすい実践記録の実例を基にポイントを解説していきます。

皆さまの学びを深め、JPALS認定取得に向けた取り組みの一助となれば幸いです。

【JPALS新規利用登録項目のご案内】

- ① メールアドレス
- ② 薬剤師名簿登録番号
- ③ 薬剤師名簿登録年月日(西暦)
- ④ 日本薬剤師会会員ID(会員証にある数字7ケタ+アルファベット2文字)

